

## 更生保護施設入所者および退所者のニーズに関する一考察

国際福祉医療カレッジ 小柳達也

### 1. はじめに

筆者は、社団法人東京社会福祉士会（以下、東京社会福祉士会）新宿相談所に所属して2008年9月から2009年3月迄の期間、「厚生労働省社会福祉推進事業『刑務所出所者等の生活支援モデル事業』」に事業推進委員として携わった。ここで、更生保護施設の入所者および退所者、また、彼らの関連機関の一部と直接的、間接的に接してきた。このなかで、東京社会福祉士会の事業目標に賛同しつつ、筆者個人としては、刑務所出所者、特に、更生保護施設の入所者および退所者の地域生活におけるニーズを確認することにより、ここで社会福祉士（ソーシャルワーカー）に期待される部分と役割について考察することを主な目的として活動を行ってきた。小稿では、ここでの実践報告および入手した情報を用いた考察を行う。

### 2. 筆者の取組のアウトライン

- (1) 相談事務所における東京都内の更生保護施設入所者および退所者に対する相談援助（毎週日曜日、計5人（全て男性、いずれも刑務所出所者）、計15回の面接を実施）
- (2) 東京都内の更生保護施設入所者および退所者（全て男性、いずれも刑務所出所者）、施設長に対する面接・質問紙調査実施
- (3) 相談事務所における東京都内の更生保護施設入所者（全て男性、いずれも刑務所出所者）に対するパーソナルコンピュータ（以下、パソコン）指導
- (4) その他（定例委員会や関連機関を交えた勉強（交流）会への参加、厚生労働省よりの情報受領、既存の社会資源の探索、把握など）

※尚、「(2)」の東京都内の更生保護施設入所者・退所者・施設長調査において知りえた情報に関

しては、調査結果を当事業の目的以外に使用することはできないため、述べることができない。また、筆者が東京都内の更生保護施設入所者および退所者に対する相談援助（「(1)」「(3)」）にて知りえた情報は、本人の特定がないよう最大の留意を図るため、詳しくは述べられない。したがって、大変漠然とした記述になるが、以下に、東京都内の更生保護施設入所者および退所者の支援、現状把握などを行うなかで、浮かび上がってきたニーズや社会福祉士（ソーシャルワーカー）に期待される部分と役割について考察していく。

### 3. 更生保護施設入所者および退所者に対する相談援助から浮かび上がったニーズとこれに対する考察

以下、更生保護施設入所者および退所者の支援において検討すべきと考えられる事象について、充足が望まれるニーズと支援の必要性について述べていく。

#### (1) 貸物件の探索や契約に関わる支援

更生保護施設を出るためにも、住まいを探すことは最初の出発であるにもかかわらず、スムーズに住まいが探せないことが多いようである。また、緊急連絡先や保証人がないために住居に入れない場合が多いことが入所者および退所者に対する相談援助よりうかびあがってきた。

更生保護施設入所者および退所者は、地域にてアパートを契約しようにも、これに必要な「緊急連絡先」や「保証人」について、世間一般の常識では入手が容易であろう家族や親族などからの形式的な署名押印すら拒否されることがあるようである。これに対応した、支援策の必要性が考えられるということである。昨今では、安価にて緊急連絡先や保証人を請け負う営利目的の機関が存在し、これに関する有益な情報が溢れている。緊急連絡先や保証人を請け負う機関には小規模な事業所が少なくないが、経営状況の危機に瀕している先行きの不透明な事業所も少なくない。一方では、

東京社会福祉士会は、東京都特別区人事・厚生事務組合より事業委託を受け、東京都内の更生施設入所者が地域（東京都内）にてアパートを契約する際の緊急連絡先を請け負っている。そこでは、アパート転居者への社会福祉士による定期的な訪問モニタリングを行い、成果をあげている。

このような現状のなかで、ソーシャルワーカーは常にそれに関連したリアルタイムの情報を仕入れていくことや、緊急連絡先の選択を支援していくことが必要であろう。また、中立公正且つソーシャルワークの機能を体系的に発揮することができる機関が、緊急連絡先や保証人を請け負っていくことも必要であろう。

## (2)就労に向けた技能獲得に関する支援

パソコンの使用方法や各種資格取得（危険物取り扱いに関する資格など）への支援ニーズが更生保護施設の入所者および退所者に対する相談援助よりうかびあがってきた。東京社会福祉士会は刑務所出所者に対する相談援助のなかで、要望があれば、個別もしくは2、3人同時にパソコンの指導を実施してきた。実際、ほとんどの者がパソコンに対して興味があり、「就職に向けて（または仕事の維持のため）身につけなければいけない」といった危機感を抱いていた。しかし、残念なことに、継続的にこれを学ぶ者は少なかった。パソコン操作は、指導方法も関係するであろうが、これまで、接する機会がなかった者に対してはその学習が非常に困難なようである。一方で、元々、ある程度技術を有する者は学習への反復性もあるようになりうかがえた。具体的には、「ワードプロセッサ用ソフトウェア」や「表計算ソフト」などを取り扱う技術が求められるようであるが、基礎的なパソコンの知識や技術を持ち合わせていないために、就職活動に踏み出せなかったり、採用まで至らないケースもあるようだ。刑務所では、パソコンに関する教育が行われることがあるようであるが、基礎技術を身につけることができる者は少数のようである。パソコンが急速に普及したり、職種の専門分化が進む現状を考慮しても、これら

の支援ニーズをかなえていく方を思案していく必要性が考えられる。

昨今では、どのような業種にて働く際にも、最低限のパソコンについての技術が求められるようになってきている。これは、近年、一般化してきていることであるが、長年刑務所のなかにいた者たちにとっては、社会生活に順応する際の大きな障壁となるであろう。この問題はパソコン以外にも多くあるであろう。長年社会から隔離されていた刑務所出所者において、このようなブランクとして考えられる事象は多々存在しているであろうし、これを埋める支援をしていくことが、彼らが社会生活に順応していくために必要ではないかと考えられる。長年刑務所にいた者が抱くブランクとは、常に一般社会のなかで暮らしてきた者にとっては比較的容易なことかもしれない。したがって、ソーシャルワーカーがこれについて支援していくことも考えられるであろう。また、このような些細な支援が刑務所出所者の社会への順応に良い影響を与えるのではないかと考えられる。さらに、このような支援を通じて、刑務所出所者とのコミュニケーションが円滑になり、ラポールが築かれることも考えられる。

## (3)日常生活全般（金銭管理・健康管理方法など）に関するよろず相談支援

金銭管理や健康管理の方法など、基礎的な日常生活の維持管理能力が十分でないことをほとんどの者が自覚していた。そして、「自身の十分でない分野における指導を地域にて気軽に受けたい」との支援ニーズをもつ者が多かった。日常生活の維持管理について、具体的には、「身体の健康管理の方法について心配だから気軽に教えてもらいたい」「規則正しい生活を送る方法について教えてもらいたい」といった、基礎的なことが多い。一方では、「職場での電話対応の仕方を教えてもらいたい」など一歩踏み込んだニーズも存在した。

このことから、刑務所出所者の社会構成能力に働きかける一貫性のある個別の面接、助言などを通じて、根気よく支援していくことにより、彼ら

の日常生活を構成していくことが重要と考えられる。また、基礎的な日常生活の維持管理能力が十分でないが、それを自覚して改善しようとする意欲のある者を社会生活教育訓練プログラムへつないでいくことも1つの支援方法であろう。

#### (4)心理社会的プログラム参加前のモチベーションへの働きかけ

面接を通じて、刑務所のなかでは、矯正の目的で社会生活技能訓練（Social Skills Training; SST）などの心理社会的な教育プログラムが強制的に行われていることがわかった。そして、出所後も更生保護施設にて、ある意味で半強制的にそのようなプログラムを行わなければいけないようである。それに対して、肯定的な考えをもつ者もいたが、一方で、やるせなさを抱いている者もいた。動機づけが無視されたプログラムは、ときに嫌悪の対象ともなることが考えられ、このような状態では参加者に対する肯定的な効果は期待できないであろう。このことから、刑務所出所者を、画一的にプログラムに参加させていく対応ではなく、プログラムを導入するのであれば、実施前の動機づけに留意する視点での支援が絶対的に必要であろうと考える。

#### (5)背景にある精神科の問題(アルコールや性などに関する依存症など)の克服へ向けた支援

相談援助を通じて、更生保護施設のなかには、精神科で診断されているわけではないが、アディクションやパーソナリティ障害などの精神科の問題を背景にもつ者がいるようであった。このため、日常生活を構成することが困難となっており、これを克服することができない現実に対して自分自身の内に強い葛藤を抱き苦しんでいる場合があるようである。このことから、彼らを支援していく際には、精神科医などの専門職を含めた他職種共同の体制が必要であろう。そして、ソーシャルワーカーも、アディクションを含めた精神科の領域の理解や実践を深めていくことが必要であろう。

#### (6)犯罪経験者に対する犯罪への意識変革支援

既に罪を犯した経験が再犯へのハードルを下げていることを自覚しているが、これを払拭することができず、葛藤している当事者がいるようである。具体的には、「一度罪を犯し、気持ちのたがが外れてしまった面もあった」などの声が聞かれた。こうした問題の背景は「(5)」の問題にあるのかもしれない。

簡単ではないであろうが、この場合のように、問題を自覚し、改善を望んでいる者の場合、特に個別に有効な一貫性のある支援が模索される必要があるであろう。

#### (7)ホームレスと刑務所出所者を関連付けた視野でとらえていく支援

現在、刑務所出所者の約14%は更生保護施設へ入所している。昨今、更生保護施設の入所期限が短かったり（大体6ヶ月以内）、就職ができなかったために、入所者が生活の基盤を築くことができないまま、退所して地域で暮らさざるをえなくなるといったケースがあるようである。このような境遇になった者たちは、後に地域生活に挫折し、ホームレスとならざるをえなかったりして、再度犯罪をおこしたりすることが刑務所出所者の現状の1つとして推察される。

実際、ホームレスのなかに刑務所出所者が、刑務所出所者のなかにはホームレス経験者がみられるようになってきている。このことから、刑務所出所者支援とホームレス支援を検討していく際に、両者の関係やつながりを視野に入れていく視点が必要であろう。

また、刑務所から地域生活に移り、これに挫折してホームレスとなっていく節目、また、更生保護施設から地域生活に移り、これに挫折してホームレスとなっていく節目、また、ホームレスが罪を犯すまでの節目に、支援が必要なポイントがあるとも考えられる。

## 4. おわりに

このたび取り組んできた、更生保護施設の入所

者、退所者に対する相談援助においては、実践上参考となる知見が決して多くはないなか、困難なことが多かった。しかしながら、関わりのなかで更生保護施設の入所者および退所者たちの「充実した地域生活を行っていきたい」という意思を強く感じ、「彼らの地域生活をどのように支援していけばいいのか」、それについて考え、努力をしてきた。2008年9月から2009年3月までの短い期間ではあったが、更生保護施設の入所者および退所者を取り巻く問題や彼らがつニーズの一部を確認し、これに対する支援の必要性を筆者なりに示せたことに関して一定の意義を抱いている。しかしながら、同時に、彼らを取り巻く現状の深刻さも目のあたりにする結果となった。今後は、刑務所出所者に対する支援の在り方も含めて、ソーシャルワークにおける刑務所出所者の支援点や支援方法に関する実証的な研究へ歩を進めていきたいと考えている。

## 謝辞

このたび、関わらせていただいた、東京都内の更生保護施設入所者および退所者、施設長の皆様に感謝の意をあらわします。

東京社会福祉士会の諸氏には、取り組みに関わる様々なご支援をいただきました。ここに感謝の意をあらわします。

筆者の取り組みから小稿作成にわたり、大変丁寧にご指導を賜りました藤井賢一郎先生に深くお礼申し上げます。

また、御厨勝則先生からは、更生保護と社会福祉の融合についての貴重なご示唆を賜りました。記して感謝の意をあらわします。

## 参考文献

・法務省法務総合研究所編（2007）『犯罪白書（平成19年版）』国立印刷局。

・高瀬善夫（1984）『一路白頭二倒ルー留岡幸助の生涯』岩波新書。

・御厨勝則（2005）「『司法福祉』としての更生保護」『日本社会事業大学報』54、14-15。

- ・小柳達也（2009）「刑務所出所者に対する福祉的支援システムの必要性に関する一考察」『日米高齢者保健福祉学会誌』4、153-158。
- ・東京社会福祉士会（2009）『刑務所出所者等の生活支援モデル事業報告書』。